

入間市 特別養護老人ホーム 優先入所申込書(その3)

項 目 内 容 説 明 書

(その1)

「直近2ヶ月の在宅サービス利用頻度」の定義

申込の段階で在宅のサービスを利用されている方が対象となります。医療機関に入院中・もしくは老人保健施設へ入所されている方は「まったく使用していない」に該当します。

頻度は該当する介護度の支給限度額のうち何%のサービスを利用しているか記入します。申し込みをされる月の前月と前々月の実績が対象となりますので、サービス利用票を持参してください。(例:3月にお申し込みをされる場合であれば、1月と2月の利用票をご持参ください)

申込み後、入所希望者の介護度が変更になった、もしくは在宅サービスの利用頻度が増えた場合等は、新しい介護保険証と新しい介護度になってからのサービス利用票を施設まで提出してください。

「認知症等における不適応行動」の段階を分類する為の指標

※下記項目のポイント(以下“P”と表記)の合計により、申込書(その1)の認知症による不適応行動1～4のいずれかに○印をつけてください。

徘徊(室内) 1P (屋外) 4P	暴力(身内のみ) 3P (第三者にも) 5P	大声・奇声(常時) 2P (一時) 1P	被害妄想 3P
不潔行為 4P	収集癖(自宅のみ) 1P (屋外に及ぶ) 2P	異食 4P	昼夜逆転 2P
感情失禁 2P	ひどい物忘れで同じことを何度も繰り返してしまう 2P		

16P以上 → 1. 非常に多い 6P～15P以下 → 2. やや多い
1P～5P → 3. 少しあり 0P → 4. なし

合計:	P
【30P中】	

(その2)

「主たる介護者」の定義

直接身体介護や身の回りのお手伝いを行っている方だけではなく、病院や老人保健施設の利用における連絡調整、緊急時の対応や契約の代理者等も含まれます。

「主たる介護者が育児又は家族が病気の状況にある」の定義

育児:未就学児童までの子・孫に限ります。

看病:現在治療中の疾病があり、介護保険のサービスを利用中でない方の看病に限ります。
(見舞いは除きます)

「主たる介護者が複数の介護をしている」の定義

要介護認定を受けている方の対応をされている方が複数いる場合に限りします。

「主たる介護者が障害や疾病の状況にある」の定義

健康不良のため介護困難:身体介護、連絡等の対応がともに出来ない方

健康不良だが多少介護可能:身体介護は出来ないが、連絡等の対応は可能な方

健康不良だが介護可能:身体介護が可能で、連絡等の対応も可能な方

「従たる介護者」の定義

主たる介護者以外の介護者を指します。入所希望者と同居しているかどうかを記入してください。

「別居の血縁者」の定義

基本的に入所希望者から見て三親等以内の血族となりますが、特別な事情がある場合には親族を含みます。

※上記内容にて不足・不明な内容があれば各施設までご連絡ください。